

議案第 1 2 号

京丹後市旅費条例の一部改正について

京丹後市旅費条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 2 号）が公布されたことを考慮し、旅費の計算等に係る基準の見直し等を図るため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市旅費条例の一部を改正する条例

京丹後市旅費条例（平成16年京丹後市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「領域」の次に「。以下同じ。」を加え、同項第4号中「職員については、その住所又は居所）」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第6号中「若しくはその扶養親族又は」を「又は」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項中第7号を削り、同項第8号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項中第4号から第6号までを削り、同条第3項中「又は第4号」を削り、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され」を「、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「損失となった金額」を「損失となる金額又は支出を要する金額」に改め、同条第7項中「交通機関の事故又は」を削り、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当す

るものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）」を「旅行命令等の変更を」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条の見出しを「（旅費の種目）」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項及び第3項中「旅客運賃等」の次に「の実費額」を加え、同条第4号中「旅客運賃」を「旅客運賃等の実費額」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、「定額」の次に「又は実費額」を加え、同項を第6項とし、同条中第8項から第12項を削り、同条に次の5項を加える。

7 包括宿泊費は、移動による交通費及び宿泊費の合計額により支給する。

8 宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ1夜あたりの定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。

10 着後滞在費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額及び実費額により支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について、実費額により支給する。

第7条「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第10条から第19条までに規定する旅費の内容に基づき」を加え、「場合の旅費により」を「場合によって」に、「方法によって旅行し」を「方法により旅行し」に改める。

第8条から第12条までの規定を「削除」に改める。

第13条第1項中「精算をしようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、

「供されるものをいう。」の次に「第5項において同じ。」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加える。

第15条を次のように改める。

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第16条を次のように改める。

(船賃)

第16条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶航行事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
第17条を次のように改める。

(航空賃)

第17条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第3号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
第18条第1項中「車賃の額は」を「車賃は、自家用の自動車を利用する移動に要する費用とし、その額は」に、「実費額による。」を「実費額とする。」に改め、同条第2項中ただし書きを削る。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第20条から第22条までを次のように改める。

(宿泊費)

第20条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して別表で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第21条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第15条から第18条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第22条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜につき2,400円の定額とする。

2 宿泊手当の額は、第20条及び前条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、第1項に規定する定額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃に食費に相当するものが含まれる場合には、第1項で定める定額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項に規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第22条の次に次の1条を加える。

(転居費)

第22条の2 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第24条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

第23条から第26条までを次のように改める。

（着後滞在費）

第23条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第24条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号の規定する期間を延長することができる。

第25条 削除

第26条 削除

第27条中「次に規定する旅費とする。」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職者等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。」に改め、同条中第1号及び第2号を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第28条第1項中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、「次に規定する旅費とする。」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。」に改め、同項中第1号及び第2号を削り、同条中第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第28条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第15条第1項各号、第16条第1項各号、第17条第1項各号及び第18条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第20条、第21条、第22条、第23条、第24条第1項及び第25条(宿泊手当に相当する部分を除く。)並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第30条中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における」に、「当該旅行の」を「旅行の」に改める。

第31条を次のように改める。

(旅費の返納)

第31条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項の規定する返納に代え

て、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

宿泊費基準額

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
埼玉県、東京都、京都府	19,000円
福岡県	18,000円
千葉県	17,000円
神奈川県、新潟県	16,000円
香川県	15,000円
熊本県	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	8,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京丹後市旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

現行	改正案
<p>他の親族をいう。</p> <p>2 <u>この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤公署から8キロメートル以内の地域をいうものとする。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)</u> <u>には、当該職員</u></p> <p><u>(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</u></p> <p><u>(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)</u>がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、<u>当該遺族</u></p> <p>3 職員が前項第1号<u>又は第4号</u>の規定に該当する場合において、地方公</p>	<p>他の親族をいう。</p> <p><u>(8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 職員が前項第1号_____の規定に該当する場合において、地方公</p>

現行	改正案
<p>務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第28条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項、<u>第4項及び前項</u>の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)</u>が、<u>その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され</u>、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の<u>損失となった金額</u>で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>交通機関の事故又は天災</u>その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者又はその委任を受けた者</u>(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第28条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項、<u>及び前2項</u>の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)</u>を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の<u>損失となる金額又は支出を要する金額</u>で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>天災</u>その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>8 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者</u>の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

現行	改正案
<p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)</u>する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更することができる。</u></p>	<p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更を</u> _____ する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をすることができる。</u></p>
<p>4～6 (略) (旅行命令等に従わない旅行)</p>	<p>4～6 (略) (旅行命令等に従わない旅行)</p>
<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>
<p>2・3 (略) (<u>旅費の種類</u>)</p>	<p>2・3 (略) (<u>旅費の種目</u>)</p>
<p>第6条 <u>旅費の種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、<u>食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>とする。</p>	<p>第6条 <u>旅費の種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費</u>とする。</p>
<p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等 _____ により支給する。</p>	<p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等<u>の実費額</u>により支給する。</p>
<p>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等 _____ により支給する。</p>	<p>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等<u>の実費額</u>により支給する。</p>
<p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ<u>旅客運賃</u> _____ により支給する。</p>	<p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ<u>旅客運賃等の実費額</u>により支給する。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p>	<p>6 <u>宿泊費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p>
<p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額 _____ により支給する。</u></p>	<p>7 <u>包括宿泊費は、移動による交通費及び宿泊費の合計額により支給する。</u></p>
<p>8 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p>	<p>8 <u>宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ1夜あたりの定額により支給する。</u></p>
<p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u></p>	

現行	改正案
<p><u>2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</u></p> <p><u>第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。</u></p> <p><u>第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</u></p> <p><u>第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第13条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの_____は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。_____))を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「収支命令者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費_____額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費_____の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</u></p>	<p>改正案</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第13条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの<u>並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、</u>所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。<u>第5項において同じ。</u>))を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「収支命令者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</u></p>

現行	改正案
<p>2～7 (略)</p> <p>(証人等の旅費)</p> <p>第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定がある場合を除くほか、規則で定める旅費とする。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第15条 <u>鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>その乗車に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合(実際に座席指定を利用した場合に限る。)</u>には、<u>第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>3 <u>第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p>	<p>2～7 (略)</p> <p>(証人等の旅費)</p> <p>第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定がある場合を除くほか、規則で定める旅費とする。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第15条 <u>鉄道賃</u> は、<u>鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項において同じ。)</u>を利用する移動に要する費用とし、<u>その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)</u>の額の合計額とする。</p> <p>(1) _____運賃</p> <p>(2) 急行料金_____</p> <p>(3) <u>寝台料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金</u>_____</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p>

現行	改正案
<p>(船賃)</p> <p>第16条 <u>船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 市長等の職務にある者については、上級の運賃</u> <u>イ 一般職の職員については、中級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第17条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>	<p>(船賃)</p> <p>第16条 <u>船賃</u> は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶航行事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第17条 <u>航空賃</u> は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第3号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>運賃</u></p>

現行	改正案
<p><u>(移転料)</u> <u>第22条 移転料の額は、次に規定する額による。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額</u></p> <p><u>(2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)</u></p> <p><u>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u></p> <p><u>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u></p>	<p><u>(宿泊手当)</u> <u>第22条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜につき2,400円の定額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊手当の額は、第20条及び前条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額</u></p> <p><u>(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額</u></p> <p><u>3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、第1項に規定する定額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃に食費に相当するものが含まれる場合には、第1項で定める額の3分の1の額とする。</u></p> <p><u>4 旅行者が、旅行中に自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項に規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</u></p> <p><u>(転居費)</u> <u>第22条の2 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第24条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u></p>
<p><u>(着後手当)</u> <u>第23条 着後手当の額は、別表の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</u></p>	<p><u>(着後滞在費)</u> <u>第23条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p>

現行	改正案
<p data-bbox="248 236 465 260"><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p data-bbox="215 276 943 300"><u>第24条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</u></p> <p data-bbox="248 355 1104 459">(1) <u>赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u></p> <p data-bbox="271 547 1115 651">ア <u>12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p data-bbox="271 659 1099 730">イ <u>12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p data-bbox="271 738 1115 914">ウ <u>6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p> <p data-bbox="248 930 1115 1177">(2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。</u></p> <p data-bbox="248 1193 1115 1297">(3) <u>第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p data-bbox="215 1313 1115 1370">2 <u>職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を</u></p>	<p data-bbox="1182 236 1346 260"><u>(家族移転費)</u></p> <p data-bbox="1149 276 2051 347"><u>第24条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p data-bbox="1182 355 2051 531">(1) <u>赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</u></p> <p data-bbox="1182 930 2051 1066">(2) <u>前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u></p> <p data-bbox="1149 1313 2051 1370">2 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号の規定する期間を延長することができる。</u></p>

現行	改正案
<p><u>命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u> (日額旅費)</p> <p><u>第25条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて規則で定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行</u></p> <p>(2) <u>長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張</u></p> <p>2 <u>日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</u> (在勤地を含む同一地域内旅行の旅費)</p> <p><u>第26条 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により在勤地を含む同一地域内に宿泊する場合には、日額旅費として、別表の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料に限り支給する。</u> (退職者等の旅費)</p> <p><u>第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</u></p> <p>ア <u>退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの旅費</u></p> <p>イ <u>退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を</u></p>	<p><u>第25条及び第26条 削除</u></p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職者等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p>

現行	改正案
<p><u>知った日にいた地から旧在勤地までの旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u></p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、<u>次に規定する旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</u></p> <p><u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p><u>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p><u>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第28条 第3条第2項第2号<u>又は第3号</u>の規定により支給する旅費は、<u>出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p>(旅費の支給額の上限)</p> <p><u>第28条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第15条第1項各号、第16条第1項各号、第17条第1項各号及び第18条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分</u></p>

現行	改正案
<p>第29条 (略)</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第30条 旅行命令権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第31条 旅行命令権者は、職員について<u>労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p>第32条 (略)</p>	<p><u>を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。))に係る旅費の支給額は、当該各種目について第20条、第21条、第22条、第23条、第24条第1項及び第25条(宿泊手当に相当する部分を除く。))並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p>第29条 (略)</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第30条 旅行命令権者は、旅行者が<u>市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における</u>特別の事情により、又は<u>旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の返納)</p> <p>第31条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、<u>当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p>2 <u>旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項の規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p> <p>第32条 (略)</p>

現行									改正案																																		
別表(第19条—第23条、第26条関係)									別表(第14条関係)																																		
1 内国旅行の旅費									宿泊費基準額																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,700円</td> <td>9,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table>			日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	1,700円	9,800円	2,200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宿泊費基準額(1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県、東京都、京都府</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>神奈川県、新潟県</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>熊本県</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>北海道、岐阜県、大阪府、広島県</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>福島県、鳥取県、山口県</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>									区分	宿泊費基準額(1夜につき)	埼玉県、東京都、京都府	19,000円	福岡県	18,000円	千葉県	17,000円	神奈川県、新潟県	16,000円	香川県	15,000円	熊本県	14,000円	北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円	青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円	岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円	福島県、鳥取県、山口県	8,000円
日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																																									
1,700円	9,800円	2,200円																																									
区分	宿泊費基準額(1夜につき)																																										
埼玉県、東京都、京都府	19,000円																																										
福岡県	18,000円																																										
千葉県	17,000円																																										
神奈川県、新潟県	16,000円																																										
香川県	15,000円																																										
熊本県	14,000円																																										
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円																																										
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円																																										
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円																																										
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円																																										
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円																																										
福島県、鳥取県、山口県	8,000円																																										
2 移転料																																											
区分	鉄道50km未満	鉄道50km以上100km未満	鉄道100km以上300km未満	鉄道300km以上500km未満	鉄道500km以上1000km未満	鉄道1000km以上1500km未満	鉄道1500km以上2000km未満	鉄道2000km以上																																			
市長等	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円																																			
その他の職に	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円																																			

現行								改正案
ある者								<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の京丹後市旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>
<p><u>備考 路程の計算については、水路4分の1km又は陸路1kmをもって鉄道1kmとみなす。</u></p>								

1. 旅費の種類及び内容に係る規定の見直し

種類	現 行	
鉄道賃	特急料金の 距離規定あり	・特急急行（片道 100 km以上）
日 当	1 日につき定額 1,700 円	
宿泊料	1 夜につき定額 9,800 円	
食卓料	1 夜につき定額 2,200 円 (別に食費を要する場合に限り支給)	
移転料	赴任に伴う転居に要する費用 定額（距離規定あり）	
着後手当	赴任先での諸経費 日当定額 5 日分+宿泊料定額 5 夜分の相当額	
扶養親族 移転料	赴任に伴う扶養親族の交通費等 定額+実費 ※2	



種 目	見直し案 (R7. 4. 1~)
鉄道賃	特急料金の距離規定(100 km) 廃止
宿泊手当 【資料 1】	昼食代を含む日帰り日当は廃止し、「宿泊手当」に変更 宿泊を伴う旅行に支給（夕朝食代を含む諸雑費へ）
宿泊費 【資料 2】	実費支給(上限付き)に変更 上限額は宿泊費基準額(国の課長級以下の金額)を適用 ※1 包括宿泊費の新設
—	宿泊手当に移行して廃止
転居費	赴任に伴う転居に要する費用 「転居費」として、実費支給に変更
着後 移転費	5 夜分を上限に「着後移転費」として、実際に宿泊した 夜分の宿泊費及び宿泊手当の相当額に変更
家族 移転費	扶養要件を廃止し、同居する家族に「家族移転料」とし て実費支給に変更

※1 パック旅行に関する旅費種目を新設。包括宿泊費（交通費+宿泊費）として支給。

※2 扶養親族移転料のうち、交通費部分は実費額。定額は扶養親族状況によって支給。

2. 自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とする

現状	自宅発とオフィス発の旅費額を比較し安い金額を支給		見直し案 R7. 4. 1~	自宅発とオフィス発の旅費額を比較することなく支給
----	--------------------------	---	-------------------	--------------------------

近年テレワークが普及しているなか、出張や勤務の実態を踏まえ、自宅発の旅費を支給する。

3. 旅行代理店等に対する直接の支払を可能とする。

旅行代理店等を通じて手配する手続きを改善するため、旅行代理店に直接支払いを可能とする。

4. 規定に違反して支給を受けた場合に、返納及び給与からの控除する規定を新設

不正受給の発生を抑制し、仮に不正受給が発生した場合に、厳格に対処することを想定。

【資料1】 国家公務員等旅費支給規程に基づく宿泊手当の定額等

○宿泊手当 一夜につき

本邦	全ての地域	2,400円
外国	地域によって定額	3,900円～5,400円

宿泊手当の定額等

法及び施行令の規定により、支給される宿泊費又は包括宿泊費について

①朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当する部分が含まれる

→宿泊手当を3分の2で調整

②朝食及び夕食に係る費用に相当する部分が含まれる

→宿泊手当を3分の1で調整

③移動中に宿泊する場合

到着時の状況により、宿泊手当を支払う。移動中に食費相当する部分が含まれる場合

→宿泊手当を3分の1で調整

【資料2】 国家公務員等の旅費支給規程に基づく宿泊費基準額等

◎国内出張の宿泊費上限額（1泊当たり）

（単位：円）

都道府県	課長級以下	指定職	首相・大臣など
埼玉、東京、京都	19,000	27,000	40,000
福岡	18,000	25,000	38,000
千葉	17,000	24,000	36,000
神奈川、新潟	16,000	22,000	34,000
香川	15,000	21,000	32,000
熊本	14,000	20,000	29,000
北海道、岐阜、大阪、広島	13,000	18,000	27,000
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	12,000	17,000	25,000
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	11,000	15,000	23,000
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	10,000	14,000	21,000
岩手、石川、静岡、三重、島根	9,000	13,000	19,000
福島、鳥取、山口	8,000	11,000	17,000